

第四十回国会
衆議院

外務委員会商工委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十七年四月二十日(金曜日)

午後一時十八分開議

出席委員

外務委員会

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事福田 篤泰君 理事古川 丈吉君

理事松本 俊一君 理事岡田 春夫君

理事戸叶 里子君 理事森島 守人君

安藤 覺君 池田 清志君

宇都宮徳馬君 椎熊 三郎君

正示啓次郎君 竹山祐太郎君

床次 徳二君 田中織之進君

松本 七郎君 井堀 繁雄君

川上 貫一君

商工委員会

委員長 早稲田柳右正門君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

浦野 幸男君 中垣 國男君

中村 重光君

出席國務大臣

外務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君

法制局参事官 野木 新一君

(第二部長)

外務事務官 甲斐文比古君

(経済局経済協力部長)

通商産業事務官 今井 善備君

(通商局長)

委員外の出席者

総理府事務官(経済企画庁調

整局参事官) 羽柴 忠雄君

外務事務官 齋木千九郎君
力部技術協力第一課長
通商産業事務官 井上 猛君
力部長(通商局長) 門 員 豊田 薫君

本日開議に付した案件
海外技術協力事業団法案(内閣提出
第九二号)

森下委員長、これより外務委員会商工委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

海外技術協力事業団法案を議題といたします。

海外技術協力事業団法案

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 運営審議会(第十八条・第十九条)

第四章 業務(第二十条・第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二條―第三十條)

第六章 監督(第三十一条・第三十二条)

第七章 雑則(第三十三条―第三十五条)

第八章 罰則(第三十六条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 海外技術協力事業団は、アジア地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「アジア等の地域」という。)に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 海外技術協力事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、海外技術協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

3 理事長は、事業団を代表し、会長を補佐して事業団の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 会長、理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 会長、理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の欠格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国會議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)

(役員の解任)

第十三条 外務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条

各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 外務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員との兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(職員の任命)

第十六条 事業団の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十八条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、会長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十五人以上で組織する。

(委員)

第十九条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、会長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ

4 第十三条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国の委託を受けて、次の業務を行なうこと。

イ アジア等の地域からの技術研修員に対し技術の研修を行なうこと。

ロ アジア等の地域に人員を派遣して技術協力を行なうこと。

ハ アジア等の地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な

業務を行なうこと。

ニ アジア等の地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行なうこと。

二 前号イの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第四号に掲げる業務を行なうときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十一条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年

度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十五条 事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十六条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に

償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十七条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十八条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十九条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第三十条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十一条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第三十二条 外務大臣は、必要があるとき、事業団に対し

業務及び資産の状況に報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)
第三十三条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議等)
第三十四条 外務大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十八条の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十一条第二項、第二十八条又は第三十条の規定により外務省令を定めようとするとき。
三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。
2 外務大臣は、第二十条第一項第一号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対

象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

(交付金の交付)
第三十五条 国は、事業団に対し、予算の範囲内で、事業団の業務の運営のために必要な経費の一部に相当する金額を交付することができる。

第八章 罰則
(罰則)
第三十六条 第三十二条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十一条第二項の命令に違反したとき。
第三十八条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)
第二条 外務大臣は、事業団の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
第六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。
(社団法人アジア協会からの引継ぎ)
第七条 昭和二十九年六月三十日に設立された社団法人アジア協会(以下この条において「社団法人アジア協会」という)は、定款で

定めるところにより、設立委員に対して、事業団においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、社団法人アジア協会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に、社団法人アジア協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 事業団は、前項の規定により社団法人アジア協会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第二十五条第一項の積立金と区別して、積み立てなければならない。

5 第三項の規定により社団法人アジア協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)
第八条 附則第七条第三項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)
第九条 この法律の施行の際現に海外技術協力事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 事業団の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十三条中「毎事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「新技術開発事業団」の下に「海外技術協力事業団」を、「新技術開発事業団法」の下に「海外技術協力事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に「海外技術協力事業団」を加え、同条第二十七号の三の次に次の一号を加える。
二十七ノ四 海外技術協力事業団が海外技術協力事業団法第二十條第一項第二号ノ業務ノ為ニスル土地、建物又は船舶(水産業ノ研修ノ為ニ直接使スルモノニ限ル)ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)
第十三条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第九号ノ五ノ二の次に次

の一号を加える。

九ノ五ノ三 海外技術協力事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「新技術開発事業団」の下に「海外技術協力事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「新技術開発事業団」の下に「海外技術協力事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「新技術開発事業団」の下に「海外技術協力事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十七条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「労働福祉事業団」の下に「海外技術協力事業団」を加える。

(外務省設置法の一部改正)

第十八条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 海外技術協力事業団を監督

すること。

理由

アジア地域その他の開発途上にある海外の地域に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なわせるため、海外技術協力事業団を設立し、その資本金、役員及び職員、運営審議会、業務、財務及び会計等について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○森下委員長 質疑の通告がありますので、これを順次許します。松平忠久君。

○松平委員 この法案の質問に入る前提として、外務大臣にお聞きしたいのですが、日本の海外に対する経済協力の根本的な考え方というものについてまず伺いたいと思います。

これは官房長官にもお伺いしたいと思っております。この基本となる考え方というものが、これを推進していくという機構があるわけであり、ところが、世界における経済協力の実態というものは、なかなか複雑なものがあつて、機構的にもいろいろな機構があるようであり、同時に、わが国にいたしましても、技術協力あるいは資本的な協力、あるいは賠償というような複雑なものがございまして、しかもそれがそれぞれ別個の機関によって運営をされておる、こういう実情があるわけであり、従つて、まず外務大臣に、経済協力の基本的な考え方、さらに、それをやや各論的にどういうことを考えておるのかと

いうことをお伺いしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 わが国の海外に対する経済協力の基本的な考え方でございますが、わが国は平和国家として大いに世界の信頼を博したいという気持ちが強いわけでございます。しかし、いまだ開発のおくれである国も非常にたくさんあり、ことにアジアにおいてそれが多くございしますので、アジアの一国としてのわが国は、大いに、みずから求むるところなく、積極的に相手方に喜ばれる経済協力を推進していきたい、これが政府の基本的な気持ちでございます。しかしながら、アジアといわず、中近東、アフリカあるいは中南米にも開発のおくれである国もあるわけでございますので、私も、何かえさを出して自分の考え方から従わせようという考え方はなく、真にその国の求めるものについて、わが国の持つておる資本なり技術なりをできるだけ提供して、相ともに携えて繁栄したいというのが基本的な気持ちでございます。

先ほどお述べになりましたように、国連にも経済社会理事会があり、国連の下部機構としての各種の基金等の機関もあるわけでございます。その基金も、国連として扱います拡大援助計画というようなものもございするし、また、二国間のベースで行ないますコロンボ・プランというようなものもあるわけでございますし、こういう各種機関にわれわれ積極的に参加して、国連を中心とする経済協力、これにも大いに尽瘁したいと思つております。また、かたがた、わが国自身がそれぞれ国と二国間の話し合いによつて経済協力をするという面を進めたい

と考えておる次第でございます。

ただ、終戦後立ち直ったとはいえないが、資本的に余力を十分に持たないわが国といたしましては、ことに技術面の協力というものを特に重視して参りたいと思つておる次第でございます。ことに、東南アジアにおきましては主として農業国でございますし、農業生産技術、農業の生産性を上げる、ことに米作の技術を向上するということは各国において非常に望まれておるの国、またその国の繁栄となつて返つてくるものでございしますので、農業並びに中小の規模の工業、そういうようなものに対するわが国の特異の技術を十分に生かして参りたい、かような気持ちでいる次第でございます。

○松平委員 現在の技術方式と申しますが、そういうものの中に、二国間協定と国連を中心とするものがある。そこで、両方やつていくのだというふうなお答えでありましたが、現在のところどっちの方にウエイトを置かれておりますか。

○小坂国務大臣 どちらにウエイトということになりまして非常にむづかしい問題でございますけれども、しいて言えば、二国間の話し合いということが多分、現実にはわが国により身近な問題が多いものでございしますので、そういうようなことが多いかと思ひます。

なお、これは経済力と全く違つたわけでございますけれども、賠償の実施に伴ひまして、いろいろ先方の国とも接近し、その要望もじかに聞くという問題もございします。そういうような面から、勢い二国間の経済技術協力という

面が多く取り上げられることになつておるといふ事情もあるかと思つております。

○松平委員 もう一つ伺いたいのは、この技術援助は、コロンボ・プランもあるし、国連もある、アメリカの協力関係のものもある、いろいろあるわけでありまして、わが国で現在受け入れておるところの研修すべき技術者は、その金の出どころ別にしますと、どういふものがあるのですか。

○甲斐政府委員 わが方の行なつております技術協力は、大部分は政府の金でやつております。もちろん、政府ベース以外に民間でやつております技術協力もございします。これに對しましては主として通産省から補助金を出して民間の技術協力を現在実行しております。

なお、先ほどお話しございましたように、日米合同の第三国計画というものにつきましましては、大部分アメリカの金で、それに日本が付帯費的なものをつけて実施しているわけでありま

○松平委員 通産省の今井君に伺いたいのですが、通産省の海外に対する経済協力の方針及びやうてゐることはどういふことですか。

○今井(善)政府委員 通産省でやつております経済協力は、大きく分けまして資本的な協力と技術協力ということになります。技術協力につきましては、政府ベースと民間ベースがございしますが民間ベースにつきましては通産省がやつてゐる。民間ベースと申しますのは、政府間の取りきめその他がなく、民間同士で話し合いがございまして、とにかく日本で受け入れてくれ

ないかという形になるわけでございまして、受入機関として海外技術者研修協会というのがございまして、それに對しまして補助金を交付いたしてあります。また、民間のこの技術者の派遣につきましては、これは商工會議所に委託しまして委託事業として行なっております。

政府ベースのものにつきましては、これは先ほど外務大臣からお話がありましたように、受け入れにつきましては大部分は農林関係ではないかと思っております。鉱工業関係につきましては全体の二割程度でございまして、これにつきましては、外務省からお話がありました場合には私の方で受け入れについてあつせんをするというふうな形になります。

○松平委員 今のは技術協力関係だけども、そのほかの技術以外の経済協力で何かございせんか。

○今井(善)政府委員 私の方は資本協力の実施をやっているわけでございまして、資本協力を申しますと、たとえば海外に投資その他の形で出る。投資の形ということになりますと、設備の移転に伴います場合には、これは為替管理法によって許可しております。それから、延べ払いの形、いろいろなプラント類が延べ払いの形で出て参ります。これにつきましては、輸出入銀行あるいは経済協力基金から国の金を出しまして、それによりまして延べ払いを実施している。あるいは、パキスタン、インドとの関係におきまして政府が直接借款を与えるというふうな形の資本協力もございまして、この資本協力的の場合におきまして、これは相手国がいろいろの注文を出しまして技術的

な相談を受けるわけですが、その技術的な相談の結果、とにかく日本から何らかの形で出て資本協力の協力したいという形の場合におきまして資本協力となるわけでございまして、資本協力は案の上では時間的に一番最後の形になるものでございまして、資本協力の前段階として、向こうからとかくコンサルタントを派遣してたとえ技術的なアドバイスをしてくれという申し出があるわけでございまして、これは投資事前調査と申しておりますが、これにつきましては、従来から補助金でもって専門家を派遣しておりますし、今後政府の委託費によりまして専門家を派遣することを考えております。

○松平委員 この海外経済協力の技術協力ですか、それは海外に何か技術センターみたいなものを設けるということをお願いするわけでも、通産省でやっておるたとえばビルマの農機具センターとか、こういった方に国家の補助金が出ておられます。そういうのは通産省はどことどこにございせんか。

○今井(善)政府委員 この技術センターにつきましては、これは原則として外務省がやりになっておるのでございまして、通産省がやっておりますのは、三十三年から西ベンガルに技術センターを作っております。これは機械関係が中心でございまして、日本機械工業連合会、そこに委託してやっておるのが唯一の例でございまして、今後におきましては全部外務省が一元的におやりになるという形になっております。

○松平委員 先ほど私が言いましたビルマの農機具センター、これは国家の資金が出ておるんでしょ。これはどうなっておりますか。

○井上説明員 ただいまお話のありました農機具センター、これは通産省の予算で実は補助金を出しております。これは民間の農業機械海外技術振興会というのがラングーンにセンターを作っております。そこではいろいろ農機具の宣伝あるいは使用の指導、そういうものもございまして、そういうものもございまして、

○松平委員 一体そういうものはもったいがあるのですか。今二つ言われただけでも、ほかにもどこかにございせんか。

○井上説明員 私の方の通産関係では、今の農機具のほかに、タイに肥料関係の団体に対する補助金が出ております。それから、これはたしかジェットロの予算から出ていると思うのですが、機械関係のセンターが、場所はちよつと忘れまして、一応そういうものがございまして、

○松平委員 企画庁の海外経済協力に關する仕事は今何をやっておりますか。

○羽柴説明員 経済企画庁で今やっておりますのは、海外経済協力基金の關係が中心でございまして、それで、経済企画庁といたしましては、今までの出資が百四億あったのでございまして、今度の三十七年度におきましては六十五億追加していただきまして百六十九億ということと海外の経済の促進ということは、輪銀ベース及び市中銀行では困難なケースにつきまして、これは貸付をいたす、かような考え方でやっております。

うなっておりますか。

○松平委員 外務大臣にお伺いしたいのですが、今お開きの通り、ばらばらだと思つて、大体、技術協力にいたしまして、民間ベースは通産省、政府関係は外務省、資金関係は経企庁、輪銀は大蔵省、経済協力基金は経企庁という工合に、各個ばらばらにやっておる。これはよその国ではだんだん統一する傾向にあります。御承知のように、アメリカにいたしましてはもうすでに、一体政府はこんな格好で各省に予算を分けてばらばらにやられておるのかどうか。何か問題にして閣議か何かでだれかが言い出さなくてはならぬはずのものだろうと思つて、これはもう役所のセレクションリズムがこういう結果になったんじゃないかと思つて、あまりに政府自体が機構の上に乗つておつて、しかもそのセクシヨナリズムの上に立つて旗を振つて飛んで歩くというのが大臣の仕事になつては困るわけだ。こういう点について私は池田総理に聞かなくちゃならぬことだけれども、國務大臣としてあなたどう考えますか。

○小坂國務大臣 御指摘の点は、私も非常に同感するところが多いわけでございまして、省みてその点は非常に残念に私自身思つてございまして、なかなか、各省でそれぞれやっておりますし、それぞれ分野において自信と責任においてやっておりますし、これを一元化するということも現状では困難な問題があるというところは、私も実際を見てさうな気がするわけでございまして、御指摘のように、イギリスにおいては関係の担当の

大臣がおりますし、ベルギーなども海外協力技術大臣というのもおるわけでございまして、貿易経済技術協力大臣というのもおるわけでございまして、さうな一つの機構というのを考えております。国もあるわけでございまして、現状においてはなかなかそこまで参らぬわけでございまして、今回この事業団を作りまして、少なくとも政府ベースの関係の団体を一本化するということを進めましては、そういう大きな目標に向つて一歩近づくといいことにもなるうか、かように思つて次第でございまして、

○松平委員 さらば、技術協力を政府のベースとか民間のベースに分ける根拠はどこにあるのですか。

○甲斐政府委員 その技術協力につきましては、われわれの考え方としては、本来政府のやるべき事業であると思つておりますが、もちろん民間の方でおやりになっていただくということとは、これは非常にけつこいこととございまして、政府の予算にはおのづから限度がございまして、技術協力というものはますますやつていかなければならぬ。従いまして、政府のほかに民間の方でどんどんおやりになっていただくというところは、政府としては大いに奨励しなければならぬことじやないかというふうな思つております。また、諸外国の例を見ましても、政府がやると同時に民間の方でもやると、両々相待つて技術協力を強化していくというのが世界の趨勢でございまして、

○松平委員 通産省の民間ベースの技術訓練センターですか、篠籠町か何かあつた方にあるでしょう。あれは幾ら経費がかかっているのですか。民間

から幾ら集めて、政府から幾ら出して
いますか。

○今井(善)政府委員 海外技術者研修
協会に対する経費でございまして、こ
れは補助金の形になっておりまして、
七五%補助するということになってお
りまして、三十六年度は九千六百万円
の予算でございまして、しかし、こ
とし三十七年度は一億五千万円の予算
でございまして、従いまして、民間から
五千万円別に出しております。

○松平委員 外務省のやられる今度の
事業団は、基金が二億円だそうであり
ますけれども、これは事業費としては
一年に幾ら使うのですか。それから、
聞くところによると、民間からやはり
寄付金を仰いでやらなければならぬ、
こういう話であります。寄付金は幾ら
仰ぐのですか。本年度一年の経費は幾
らで、そのうち政府のものが幾ら、そ
れから民間のものが幾ら、これを一つ
示してもらいたい。

○甲斐政府委員 外務省といたしまし
て、三十七年度に技術協力費として予
算を十三億五千九百万円いたしたこと
になっております。そのうち御指摘の
二億円は事業団に対する出資金となっ
ておりますので、残りの大体十一億五
千万円というものが、その中に若干い
わゆる事務費、事業団の管理費的なも
のがございまして、ほとんど大部分の
もの、十一億近いものが事業費とい
うことになっております。

それから、民間の方からは大体千五
百万円ばかり賛助会費を集めるという
予定になっております。

○松平委員 お聞きしたいのですが、
政府でやるもの、民間でやるものを、
民間から一休金を集めるのですか。

○甲斐政府委員 この経済協力という
仕事は、官民一致してやらなければな
らぬ大企業でございまして。しかし、一
面、先ほど申し上げましたように、直
接の業界へのはね返りが少ないとい
うことから、やはり大部分は政府が持
つ。しかし、もちろん民間が無関心で
あつていただいては困る、そういう意
味からも、若干、ほんのズメの涙ほ
どのものを集めようということござ
います。

○松平委員 今まであったアジア協会
ですか、あれは民間から幾ら集めて
おったのですか。一年の経費の中で幾
らが民間の金なんですか。

○甲斐政府委員 アジア協会のやって
おりました事業は、今度の事業団に比
べますと、だいぶ規模が小さいわけ
でございまして、やはり大部分委託費で
仕事をいたしておりました。民間から
集めておりましたのは千五百万円程
度でございまして。

○松平委員 今お聞きすると、政府が
大部分出すけれども、民間からも集め
るのだ、政府だけじゃなくて民間も協
力するということを見せた方がいい、こ
ういうお話であつた。通産省のやつて
おられるのも、七五%は政府の金で、
あとの二五%が民間の金なんだ。そう
いうものを別々にやつておくというの
は、ちょっとおかしいような気がする
けれども、何かほかにまだ特別の根拠
はございましてか。

○甲斐政府委員 事業団の方は、民間
から集めますのは一%足らずのもの
でございまして。これは文字通りいわゆる
政府事業と申していいのじゃないか。
通産省の方でやりになっておられま
すのは、本来民間がやるべきものに對

して、できるだけ政府が援助して奨励
をするという意味で、七五%ないし
五〇%の補助を出してやる。これは両
方相持つていくべきものであるとい
ふふうに考えております。

○松平委員 どうも私はまだよくわか
らない。結局これは歴史的な遺産の継
承というふうなことで、そういうこと
になっているのじゃないか、こう
思います。セクションリズムという
のがまだなかなか直りにくいのだとい
う一つの現象がここに現われているよ
うに思う。これをいろいろ言つてみた
ところで、これは内閣自体がそういう
政治力がないのだからやむを得ない。
そこで、もう一つお伺いしたいので
すが、さつき、商工会議所で技術者の
あつせん事業をやつておつて、通産省
ですか、そこへ補助金を三千五百万
円ばかり出してやる、こういう話なん
だ、これは一体どういふことなん
ですか。

○今井(善)政府委員 商工会議所に委
託しております事業でございまして、
御承知のように、商工会議所という組
織は、世界共通の組織でございまし
て、政府ベースじゃなく、お互いに商
工会議所同士でもって技術者の派遣を
あつせんしてほしいという要望が海外
から来るわけでございまして、そのと
きに、商工会議所のメンバーのうち海
外に出てほしいという技術者を登録し
ておきまして、それに対して、登録
の事務費とか、あるいは、海外にお
きまして若干の出張事務所がありまし
て、そこでいろいろそういう連絡事務
をするということで、三千五百万円ば
かり補助しておるわけでありまして。

○松平委員 今度の事業団は、外国へ
出す技術者の派遣のこともやるわけ
でしょう。それはその予算もあるだろ
うと思うのだけれども、それと今言つた
ことはダブりませんか。どういふ
うになるのですか。

○甲斐政府委員 この事業団が海外に
専門家、技術者を派遣いたしますが、
これは相手国政府からの要請に応じて
派遣をする。ただいま通商局長の言
われた通産省でやつておられる商工
会議所からの技術者の派遣は、先方の
商工会議所、つまり民間からの要請で
やるというところで区別をいたしてお
ります。

○松平委員 そうすると、それを民間
と政府で分けた、こういうことでは
ないか。

○甲斐政府委員 そうでございまして。
○松平委員 それでは、お伺いしたい
のですが、海外に技術協力センター
みたいなものを作るというので、こと
しも若干計画があるようですが、先ほ
ど私が通商局長に聞いたところのベン
ガルの機械センターですか、そういう
ものとか、それから、民間でやつてお
るタイの肥料のセンターとか、ある
いはビルマの農機具のセンターとかい
うものは、そのままにしておいて、そ
うして、あとの新しく作るものは今
度の事業団がやるのだ、こういうよう
に伺つておるのだけれども、それは一
体どういふわけなんですか。これは、
どういふ海外に作るというものなら
ば、一つの事業団に統合してやつた
方が人事その他のもので相当やりや
すいのではないかと思ふのだが、こ
れをわざわざ切り離してやつてお
るのとはどういふ意味があるのです
か。

○甲斐政府委員 たいいとお話ござ
いました。通産所管でやつておられ
るビルマの農機具のセンターあるいは
タイの肥料センターと、ベンガル湾
の技術センターとは、性質を異にする
ものでございまして、ビルマの農機
具センターとタイの肥料センターは、
要するに、これは、民間でやつてお
る、それに対して政府が補助金を出
してその事業を奨励してやる。ハウ
ラのセンターの方は確かに政府ベー
スのものでございまして、本来外務
省のやるべきものである、この事業
団がやるべきものであるという御説
はごもっともなものでございまして
すが、ただ、これは、できましては
予算を取りまして通産所管でやつた
ものでございまして。これは、三十
三年以後は技術センターはすべて外
務省がやるということになって、い
わば過去の遺物といふのです、これ
だけは例外として残つておるわけ
でございまして、これを統合するかと
いう問題もあつたのでございまして
すが、このセンターは、現在通産省
の所管でございまして、三年後、つ
まり間もなくですが、インド側に移
譲されるものでございまして、これ
はそのままにいたしたわけではござ
いまして。

○松平委員 どうも私は支離滅裂のよ
うに思ふのです。これは、日本とい
うるの研修をするのだったら日本の官
庁がやればいいのだけれども、海外
におけるやつは外務省の所管でいい
と思ふのだが、それが各個人入り乱
れて、それぞれがなわ張りを持つてお
るというところに、非常な意思の不
統一といふか、すっきりしないもの
が出てくる

わけなんです。

そこで、お伺いしたいのですが、今度の事業団というものは、何か調査のようなのをされるそうだけれども、調査費というものは幾ばく計上してありますか。それで、その調査の対象は何を調査するの。

○甲斐政府委員 たいだいまの御質問は、おそらくこの第二十條の第一項第一号の二の「アジア等の地域における公共的な開発計画に關し基礎的調査を行なうこと。」という点についての御質問だと思ひますが、從來、この事業団のできます前には、外務省が委託費を出しまして、メコン調査会に委託しまして、メコン川下流域の開発調査というものを實施して参つております。それからまた、國際技術建設協會というものに同じくこの關係の仕事委託して参つております。本年はこの關係の予算がたいぶふえまして、メコン川關係、それから國際技術建設協會の從來の予算以外に、大体五千五百万円ばかり予算がついたのをごさいます。その技術協力部門において占めま

す比重において、單なる技術者の研修あるいは専門家の派遣、いわゆる訓練ばかりでなくて、やはり、投資前基礎調査といひますか、國連の技術協力の概念の中でもこの關係の技術協力というものを非常に重要視しておるわけでありまして、これが非常に、いわゆる発展途上にある、開發途上にある諸國の經濟開發に必要なものであるということから、この予算がついておるわけでありまして。

○松平委員 經企庁の海外經濟協力基金は、調査費というものはございすか。幾ら持っておりますか。

○松平委員 經企庁の海外經濟協力基金は、調査費というものはございすか。幾ら持っておりますか。

○松平委員 經企庁の海外經濟協力基金は、調査費というものはございすか。幾ら持っておりますか。

○松平委員 經企庁の海外經濟協力基金は、調査費というものはございすか。幾ら持っておりますか。

○松平委員 經企庁の海外經濟協力基金は、調査費というものはございすか。幾ら持っておりますか。

○松平委員 經企庁の海外經濟協力基金は、調査費というものはございすか。幾ら持っておりますか。

○羽柴説明員 これは予算の中に調査費は計上されております。これは、經濟協力基金の本旨をいたしまして、必要な出資並びに貸付を行なうということ以外に必要な調査を行なうという規定がございまして、それで調査費につきます。これは計上されることになっております。

○松平委員 それは、どこからか頼まれているのではなくて、自發的に調査するのですか。

○羽柴説明員 これにつきましましては、經濟協力基金の法律の中にうたつてあるわけがございまして、必要な調査を行なうという規定がございまして、実は、今度の法律改正におきまして、いろいろこの点につきましても問題があつたのをごさいます。必要な調査は仕事に關連いたしましてできることになつておるわけでありまして。

○松平委員 通産省は、アジア經濟研究所、これに調査費をかり出しておる。ほとんど全部調査の費用だらうと思ふのですが、本年度の予算に海外開發計画調査事業というのと海外投資等調査事業というのの約一億円の調査費がついておるわけですか。これは、國連に委託調査をするという話があつた。そうすると、今のこの事業団も、國際建設協會に委託して調査するんだ、こういうものがあるわけですか。本年度七千万円ばかり予算がついておる。これは通産省の場合はどういう立場において一体どういう調査をするつもりですか。

○今井(善)政府委員 アジア研究所についておきます事業費は、全体で二億円でございます。これは、國々の經濟

○今井(善)政府委員 アジア研究所についておきます事業費は、全体で二億円でございます。これは、國々の經濟

○今井(善)政府委員 アジア研究所についておきます事業費は、全体で二億円でございます。これは、國々の經濟

○今井(善)政府委員 アジア研究所についておきます事業費は、全体で二億円でございます。これは、國々の經濟

○今井(善)政府委員 アジア研究所についておきます事業費は、全体で二億円でございます。これは、國々の經濟

○今井(善)政府委員 アジア研究所についておきます事業費は、全体で二億円でございます。これは、國々の經濟

状態なり何なり、非常に一般的基礎的な調査を担当しておるわけがございす。それから、三十六年度までは、通産省に海外投資等基礎調査費というものが四千万円ついておりました。これは七五%の補助金でございまして。たとえば、海外から、電源開發について日本に相談に乗つてほしい、あるいは資源開發について日本のコンサルタントを派遣してほしい、いろいろの要望が民間なりあるいは政府を通じてあるわけでありまして、その際にみな出かけてます。ただ、業界の企業とは直接つながらないような、そういう前段階の基礎調査でございまして、従つて、國が補助金を出す必要があるということ、七五%出しておるわけがございす。今國建設のお話もございまして、國建設に出した例もございすけれども、それはごくわずかでございす。それから、今回委託費としまして全額國が負担するといふ調査費が五千五百万円ついておるわけがございす。これは、向こうから調査を依頼されますケースに應じて、非常にまだ輸出に繋がらぬかどうか、輸出と申しますか、商売としてつながつてくるかどうか、こういう非常にまだ見通しのつかない段階におきましては、業界人のエキスパートを出そうとしまして、なかなか出ていけないという關係で、國がよけい負担しなければならぬし、それからまた、たとえばプラント協會にも調査費が約五千万円ついておるのをごさいます。これは、プロジェクトの話が非常にコンクリートになりまして、そうして輸出につながる

可能性が非常に強いという場合には補助率は五〇%でよろしい。それから、その中間の七五%というのが、今までやつております事前調査費でございまして、これは今度増額になりました。五千五百万円という予算になったわけがございす。これは、たとえば鉱産物の資源開發あるいは漁業の資源開發といふふうな場合におきまして、結局派遣いたしますのは鉱山關係あるいは漁業關係の専門家を派遣するわけがございす。それは、もしその調査がうまくいきまして、そうして事業として進出する可能性ということになりますと、やはり民間で若干負担していいのではないかといいことで、二五%は民間に負担させ、七五%國庫で補助をする。いろいろの形によりまして、あるいは國が一〇〇%持つ、あるいは七五%持つ、五〇%持つというケースがあつてしかるべきものだと思つておるわけがございす。

○松平委員 これは、大臣お聞きの通り、調査も各個ばらばらで、そこで調査をする場合にその役所の人が自分で出張つて調査をするということ、はほとんどない、だれか調査マンといふものを向こうに派遣して調査させておる、こういうことなんですか。

○松平委員 ばらばらの人がばらばらに行つて調査するといふものをも、何か海外の調査機關といふものをもう少し一元化していく、こういうことが必要だと思ふのです。こういうことと、予算をただぶ取つて、そうしておのおの立場によつてそれをやつておるのだけれども、結局やはりダブつたりいろいろなことになつてしまふ、こういうことになるわけがございす。

この点は一つもう少しまともなものを考へていつてみたらどうですか。

○小坂國務大臣 私も松平さんの御質問の趣旨はわからぬわけじゃございせんが、なかなか、現実の問題としまして、先ほどのお答えいたしましたように、仕事そのものが民間の仕事であるといふことになりまして、従ひましてその調査も民間ベースといふことになりまして、政府ベースの調査はあくまでもその形において別のものがあるといふようなことで今回のようになりましておるわけがございす。私もこの考へでは、從來アジア協會あるいはラ米協會または國建設またはメコン調査会といふようなものがそれぞれ分かれておりましたものを、少なくともこの關係の政府ベースのものは一本にした、これでこの關係においては一歩を進めた、こういうことに考へておりますので、一歩々々できるだけその方向に向かつて、全体が最も有効な能率的な海外技術協力の組織ができますような方向で努力をしたい、こう考へておるわけがございす。

○松平委員 民間のいろいろな調査会といふのが協力会といふか、そういうものを使つて調査するのだけれども、その民間のものもそういう一つのひもつきのようなものがあつて、それも補助金やあるいは委託費を出すからそういうものが存在するといふ一つの役割を演じているのじゃないかと思ふのです。だから、たとえば、海外電力調査会とか、海外鉱物資源開發協力協會、漁業協會、森林、プラント關係、それから日本機械輸出組合、いろいろなものがあるわけがございす。民間にいろいろなものがあるといふのは、それ

それ理由がないこともないけれども、それを助長しているのはやはり政府なんです。政府が金を出すからそれが存在している。だから、こういうものをもう少し有機的な関連を持たせていくために、ぜひ一つ協力なものを使っていかなければならぬじゃないか、こういうふうには私に考えているわけです。

それでは、もう本会議になりましたので、質問は保留しておきます。

○森下委員長 本会議散会後再開することとして、この際暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後三時五十二分開議

○森下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松平忠久君。

○松平委員 法案のことを若干お伺いしたのですが、資本金の二億圓というのは一体どういふふうにしておけるのか。

○甲斐政府委員 出資金の二億圓は、研修及び宿泊施設に充てるためついたものでございます。

○松平委員 宿泊施設なんか二億圓を充てるといふが、二億圓は基金だから、預けておくとか、どこか運用するのでしょうか。

○甲斐政府委員 おそらく松平先生はジェトロの基金をお考えじゃないかと思ひますが、あれと違ひまして、これは預けてその果実で運営をするというものでございまして、これによって不動産を取得するための基金になつております。

○松平委員 条文について伺いたいのですが、十五條「事業団と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。」、こういうことがある。一体事業団の会長が事業団と利害が相反するというのはどういうことですか。

○甲斐政府委員 ただいまお話し通り、事業団の執行機関といたしましては、代表権を持っておる会長及び理事長は、自然人としての会長、理事長の利害関係と必ずしも一致しない。たとえば、例をあげますと、事業団におきまして技術指導用の機材を買うという問題は起りましたときに、会長もしくは理事長が自分の所属する企業製造にかかるといふものを納めようという場合に、事業団は買う立場ですからできるだけ安く買いたい、ところが、その製造業者としての会長または理事長はできるだけ高く売りたい、そういう場合には利害が相反するわけであり、そういう場合には会長または理事長が事業団を代表するのは適当でないということ、監事がかわつて代表するということになります。

○松平委員 法人の場合には、役員、理事、監事があるのですけれども、会長なり理事長が責任の立場にあって事務の運営に当たるわけけれども、その場合には、会長、理事長が事故あるときは先任の理事がこれにかかわるといふのが当然で、監事はあくまで監査役なんだ。理事があるのに監査役がその会務の責任を会長もしくは理事長のか

わりにとる、代表するというのは、一体民法上どうですか。

○甲斐政府委員 理事は会長が任命することになっておりますので、会長の任命された理事では不適当である、監事は外務大臣が任命いたしますので、この場合に限り、非常に特殊なめつたに起ることではない場合でございまして、監事が代行するということになるわけであり。

○松平委員 それじゃこれは民法なり商法の特例になるのですか。ほかにこういう例がありますか。

○野木政府委員 一般に、理屈としては、立法政策の問題がありまして、やはり、今おっしゃつたように、理事なども会長が任命権を持っておりますから、それにまかせてはやはりインフルエンスが強いだろう、監事は外務大臣の任命ですからやはり公正な立場を代表するので、そういう立法趣旨に出てくるので、それはそれとして十分理由があるかと存ずる次第でござい。

○松平委員 それは任命権者が違ふからそういうことであると思うのだけれども、だから、そういうふうな監事をして理事会の責任者と同じような職務をとらせる、こういうわけだけれども、これはどうも納得できない。今までの法律論から言つて、一般常識論から言つても、理事長なりというものが事故あるときは理事がやるのじゃないですか。

○野木政府委員 民法におきましては、五十七條で「法人の理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理権ヲ有セス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス」といった規定があるわけであ

ます。それで、理事と法人と利益が相反する場合に、他の理事をして代理させるということはとらず、特別代理人制度をとつておるわけであり。本法案におきましては、特別代理人というよりも、むしろ、こういう事項でありますから、監事に事業団を代表させようとしたわけでありまして、それは先ほど言ひ民法の規定に對しまして一種の特別規定になる、特別規定と申しましようか、特殊の立法になるわけであ

その特殊法人の今までの先例はどうなつておりますか。

○甲斐政府委員 ジェトロ、アジア経済研究所、みな同じような例になつております。

○松平委員 十三條の二項に職務上の義務違反の規定がござい。これも解任の条件になつておるわけだけれども、職務規程というものを作るといふ条文がござい。それをするが、そうすると、この義務違反というものはどういふことを意味しておるのですか。

○甲斐政府委員 まず、三十一條に「事業団は、外務大臣が監督する。」という規定がござい。この監督規定に違反した場合、それから、三十三條、三十七條の罰則規定がござい。これらの条項に違反した場合にこの条文に該當するわけであり。

○松平委員 そうすると、三十三條、三十七條に罰則があり。罰金に処するとか過料に処するとかいうことがここにありますが、それを聞かなかつた場合のことを意味しているのですか。

○甲斐政府委員 私が今申し上げましたのは、三十三條の報告を求められて報告をしなかつた、つまり義務に違反したということになるわけであり。

○松平委員 そうすると、職務上の義務と云ふのは、この法律案の中にある職務のことを言つておるわけですか、それとも、別に職務上の職務規程というものを設けて、そうしてその規程に基づいた義務違反ということになるのか、あるいは、この条文は、ただ法律の中の役員たるの職務上の義務、こういう意味ですか。

○松平委員 ほかにそういう例はござい。つまり、最近政府の出している特殊法人が非常に多いわけだ。

○甲斐政府委員 この法律に規定されております義務に違反した場合をさすものでございませう。

○松平委員 そうすると、職務に関する内部の規程というものは作らない、こういうことですか。

○甲斐政府委員 就業規則というものを作ります。この就業規則に違反する場合も該当するわけですね。

○松平委員 就業規則に違反する場合にも該当するということは、就業規則にこれを援用するわけですね。

それから、これは後刻ほかの委員からも質問があると思うのですが、一番おかしきと思うのは、この設立なんです。設立の規定がございしますが、外務大臣は会長、理事長というものを任命して、そうして、そのあとで設立委員を任命する。附則の第二条でまず事業団の会長、理事長及び監事を先に任命してしまふ、あとから設立委員を任命する、そうして設立の事務をつかさどらしめる、こういうわけですね。

一、その設立の事務というのは、会長だの理事長だの監事というものをだれにしようかという推薦をするとか、そういうことが設立の重要な事務ではないかと思うんですけれども、設立委員はそういうことをしないで、そうして、いきなり会長、理事長、監事は外務大臣が任命してしまふ、そのあとから設立委員を任命する。設立委員は一体何をやるのか、一番重要なことをしないのか。

○甲斐政府委員 この特殊法人におきましては、普通の民法法人と違ひまして、将来の社長とか専務とかいうものをいれゆる互選するのではなくて、外務大臣が任命することになっております。

す。会長、理事長、監事は外務大臣が任命することになっております。従いまして、その準備委員、設立委員を任命いたしますときに、同時に会長、理事長、監事となるべき者をあらかじめ指名するという必要が起るわけでありませう。

○松平委員 それでは、会長、理事長あるいは監事の指名を受けた者は必ずしも設立委員じゃない、こういうわけですね。

○甲斐政府委員 その設立委員は設立に関する事務を処理するわけでございます。会長、理事長、監事はいれゆる設立委員ではございせんが、事実上設立委員と協同して設立をやるということになるわけですね。

○松平委員 それはどこに条文はございませうか。

○甲斐政府委員 この附則の第二条、第三条、第四条を通じて読んでいただきますと、この趣旨が出ておると思うのでございませう。

○松平委員 この設立委員というのは、それじゃ何をやるのですか。設立の事務というのはどういうことですか。

○甲斐政府委員 これは設立の準備でございまして、すべて、特殊法人の場合には、みなこういうふうな条文を附則として設けております。

○松平委員 特殊法人の場合に限って、まず政府が会長、理事長、監事を任命して、そのあとで設立委員を任命する、その根拠は一体どこにあるのですか。

○甲斐政府委員 これは、あととか先とかいうことではなくて、同時であるというふうに了解いたします。

○松平委員 同時は同時であつてもいいけれども、しからば、会長、理事長、監事というものは、この法文から言うならば設立委員に必ずしもならぬわけだ。そして、会長、理事長、監事の意見と設立委員の意見が違った場合には一体どうするのですか。

○甲斐政府委員 実際問題といたしましては、設立委員と、それから外務大臣の指名を受けた会長、理事長、監事というものは一体となつてやるわけでありまして、会長、理事長、監事は、設立委員という名前がついておりませんが、設立準備の事務を総理していくということになっております。

○松平委員 それでは、そういうふうには修正したらどうですか。この法文ではちつともわからないね。

○甲斐政府委員 従来、こういう例文ですべて特殊法人はやつておりまして、何ら不都合なく行なわれております。

○松平委員 これは事実上はそうでも、しかしながら、法律論としては、会長、理事長、監事というものは必ずしも設立委員ではない。しかも、その設立委員と会長、理事長に指名を受けた者との意見の違ひ場合もあり得るわけですね。ところが、特殊法人に限ってこういうふうなやり方をしておるというのはどこに根拠があるのか。これは、法律論として、法制局、どうですか。

○野木政府委員 これは、純然たる法律論といたしましては、ただいま先生の御質問に現れたように設立委員と会長、理事長または監事となるべき者とは同じである必要はないわけでありませう。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 同時は同時であつてもいいけれども、しからば、会長、理事長、監事というものは、この法文から言うならば設立委員に必ずしもならぬわけだ。そして、会長、理事長、監事の意見と設立委員の意見が違った場合には一体どうするのですか。

○甲斐政府委員 実際問題といたしましては、設立委員と、それから外務大臣の指名を受けた会長、理事長、監事というものは一体となつてやるわけでありまして、会長、理事長、監事は、設立委員という名前がついておりませんが、設立準備の事務を総理していくということになっております。

○松平委員 それでは、そういうふうには修正したらどうですか。この法文ではちつともわからないね。

○甲斐政府委員 従来、こういう例文ですべて特殊法人はやつておりまして、何ら不都合なく行なわれております。

○松平委員 これは事実上はそうでも、しかしながら、法律論としては、会長、理事長、監事というものは必ずしも設立委員ではない。しかも、その設立委員と会長、理事長に指名を受けた者との意見の違ひ場合もあり得るわけですね。ところが、特殊法人に限ってこういうふうなやり方をしておるというのはどこに根拠があるのか。これは、法律論として、法制局、どうですか。

○野木政府委員 これは、純然たる法律論といたしましては、ただいま先生の御質問に現れたように設立委員と会長、理事長または監事となるべき者とは同じである必要はないわけでありませう。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

○野木政府委員 設立事務といひます。

○松平委員 それでは、設立委員とはどういふものですか。どういふ手続なんでしょうか。

意見の反するということも実際問題として起ることもないのじやないだろうか。しかし、法律的に言うとも、意見が違つた場合には、設立の手続は設立委員の権限なり義務であり、それから、それに従つてやる、そういうことには法律上はなつておると思ひます。

○松平委員 それでは、設立委員には、人事の任命、役員等の任命権はないわけですか。しかし、その他の設立の手続は一切設立委員の専管になつておるわけですか。その場合、財産の処分その他について、設立委員がかりに指名された会長等と考へ方が変わった場合はどうなりますか。変わった結論が出た場合には、これは妙なことになるはせぬですか。

○野木政府委員 設立委員は、あくまでも設立に関する事務であります。事業団が設立になった、子供が生まれ、きた後におきましては、これは会長なり理事なりの権限になりまして、設立委員がやったことがどうもできた後に都合が悪ければ、そのあとでできた者は権限でそれを変更するとかんとかいふことはできるわけでありまして、ただ、業務方法書とかは外務大臣の認可を要しますので、そういう手続を踏まなければなりません。そういう手続を踏みさえすれば、設立委員がそういうことをいつまでもやっておる、そういうことではないのであります。

○松平委員 しかしながら、これは一応新しい事業を継続していくということなんです。今までアジア協会がやつておつた事業を今度できた特殊法人が継続してやるわけなんです。その場合に、設立委員が、こういうような事業についてはこれはやるとかやらない

とか決定をするわけですか。あるいは財産の継承におきましても決定をするわけですか。そういう場合はどうなりますか。それが今度は新しい理事会か何かでまた違つたことをとらえようとするわけですか。

○野木政府委員 設立委員はあくまでも設立までの段階の準備行為でありまして、たとえば先ほど言つた出資金の払い込みとかいふ点は非常に重要なことであります。そのほかにも、私は実際の手続を知りませんが、事業団ができたらずぐ動くように、たとえば場合によつては業務方法書とかそういうものの案みたいなものを作るといふようなことを普通の場合にはやっておるのではないかと想像されます。

それから、今言われた財産の点につきまして、附則の七条におきまして、「社団法人アジア協会は、定款で定めるところにより、設立委員に對し、事業団においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ること」ができる。そして、「設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならぬ」。こういうことがありますので、本件の設立委員は、アジア協会からの申し出を受理し、しかも外務大臣に認可を申請する、こういうようなことも事業団ができれば、その後の設立委員の一つの仕事になるわけでありまして。

○松平委員 そのことを言つてゐるのです。設立委員に重大な権限を与えておるわけですか。アジア協会の一切の権利義務を継承することを設立委員に申し出て、設立委員がこれを受け入れ

ならないでしよう。それで外務大臣に申請するということになる場合に、設立委員なるものが違つた結論を出した場合は一体どうなりますか。こういう財産はいくらでもこの財産は引き受けたいというふうな結論を出すようなことがあり得ると思う。そういう場合にトラブルが起るのじやないか。だから、私の言わんとするところは、ひつきようするに、設立委員というものは、会長になりあるいは理事長になつて、会長がやはり設立委員になつておつて、設立委員は別個で、会長、理事長になる者は別なんだ、こんなやり方であつて動かすか。実際問題は行政指導によつて動くかもしれないけれども、法律論を展開していくならば、全然別個な人格を持ったものだ。そういうことで、設立委員は最も重大な財産の受け入れということをやつておつて、一方会長になる者は全然な上げになる、知らぬわけだ。一体そういう会社なり法人の設立の仕方というのはいくらもありませんか。

○野木政府委員 御指摘の点はまことにものともな点もあると思ひますが、この法案におきましても、もしそういう疑念がこの場合非常に多いというならば、法律上といつたしましては、会長、理事長または監事となるべき者を指名し、また別の資格で設立委員に任命するということも可能ではないかと存じます。

○松平委員 それは、可能だということとは、できるということですか。それ

○野木政府委員 別に禁止の規定が

りませんので、必ずしも法律の趣旨に反すると言わなくてもいいのではな

○松平委員 官房長官にちよつとお聞きしたいのです。

これは法律論ではありません。今度の海外技術協力事業団というものは、政府関係の約束その他に基づいて技術者を受け入れて研修をさせる、こういう法律であります。そのほか、海外に技術センターのようなものを作る、こ

ういうことになつておるわけでありまして。ところが、現在の、この法律ができました。民間のものは通産省でやります。しかも、通産省は七五%の補助を出して、われわれもちよつと行つてみなければならぬ、なかなか行つておられる金を集めてやつておる。民間のものとはそういう受入体制、政府機関のものはこのように入体制である、こ

ういうので二元的に行なわれておるわけですね。そのほか、資本協力等におきましても、輸銀は輸銀の関係で大蔵省の専管であり、それから切り離して海外協力経済基金というものは経企庁の所管になつておる。そういうものが各個ばらばらにやつておるんだが、これを各省にいろいろ言つてみてもだめなんだ。これは、総理大臣なり官房長官のもとで、一生懸命にどうしたらいいかといふことを考へて、政治力でそれをやつていくよりほかに直すことはできません。これはセクシヨナリズムから来た歴史的な背景でこいうことになつておる。

方々むだになる、人間の使い方も結局むだになると思う。そういうことからよその国ではだんだん統一する方向に持つていつておるわけですか。そこで、日本はまだ積極的に海外協力をやるという段階にはなつておらぬかもしれぬけれども、しかし、そろそろそういう準備体制を整えていく必要があるのではないかと、これが私の持論なんです。官房長官はどういうお考えですか。

○大平政府委員 この事業団の設立につきては、政府内部におきまして各省との間に御協議があつたわけでございます。各省はそれぞれ設置法のもとで自分の仕事をいたしておりまして、また、その自分の所管の仕事につ

きましては、各省ともそれぞれ非常に熱心であるわけでございます。今御指摘のように、所管別に摩擦重複等が皆無ではございませんが、これは、漸次、さういつたことのないように、行政効率が上がるように持つていくのが、私どもの当然の任務であると思ひのでございます。ただいまお言葉にも

ありましたように、これを前進的に持つて参らなければならぬわけでございます。私は、今度できました事業団自体も、さういふ意味では技術協力に関する限り一つの前進でできたのではないかと思ひます。今度海外技術協力というものがだんだんと拡充展開されて参るようになります。と、具体的にいろいろ事例が出てくるだらうと思ひます。さういつた問題をどう配列に置いて参るかといふことは絶えず政府の問題にならうと思ひます。今御指摘のよう

て、海外技術協力自体が効果を發揮するように持つていくべきでございます。鋭意その方向に努力して参るといふつもりでございます。

○松平委員 その方向はきわめて私も同感であります。ぜひそうしてほしのだけども、その前提として、何か法律に基づく一つの制度のようなものが、海外経済協力会議というものが、政府内部に一つの合議制のようなものを持つて、これは事実上の合議制ではなくて、法律に基づく合議制のようなものを設ける必要もあるのじやないか。いきなり、海外経済協力省というが、あるいは経済協力庁という外局のようなものを作るのもけっこうでしょう。しかし、その前提として、もう少し密接に關係各省で海外協力に關して意思の疎通をはかるような、やや権限の強いような委員会制度というようなものを設けられないのかどうかという事なんです。どうですか、この考え方は。

○大平政府委員 現在、内政問題でも、たとえば交通問題とかあるいは基地問題でございましてかというような問題がやかましくなつて参りまして、これに伴う閣僚會議というようなのも、これは制度的なものではなくて閣議の決定でやつておるのでございまして。ところが、私どもがこれをやつてみまして感じますことは、そのほかに、国防會議もございまして、経済閣僚會議もございまして、その他閣僚自体が参加した今考えられているような合議体は少し時間的な配分から申しまして無理じゃないかという感じがするのでございまして、端的に閣議にお願いますという感じにしないと、毎日それ

をやつておらなければいかぬというやうな始末になるわけでございます。だとして、やはり次官レベルでそういったものをまとめていく仕組みが必要じゃないかということになりますと、閣僚會議を設けずと必ずそれを受けて次官レベルの事務局を持たなければなりません。これもまた非常に混雑しておる状況でございます。従つて、何か仕組みを考へるという事で、しかも相当権限があり各省を掌握して指導して参るというやうな機関が觀念的にほしいわけでございますが、事實上、屋上屋になりはしないかという懸念もあります。しかし、海外経済協力にもっと広範に行なわれて参るというやうな段階になりますれば、あるいは仰せのようなことの仕組みを考へなければ動きにくいやうな場面が来るのじやないかということも考へられますので、なお、そういう問題点を承りまして、私どもも検討させていただきます。

○松平委員 数年前にそういう構想があつたように思ふのです。ところが、機が熟さなくて、今日の段階になつてくると、ますます各省のなわ張りがいよいよ出てくるという事になつて、僕らが見ておつても、現在のこの種のやうなものは四分五裂です。そこで、やはり、これは今のうちから考へて、来年度あたりはそろそろ考へなければならぬ段階に來ているのじやないか、こう思ひますので、これは特に要望いたしておきます。官房長官にはそれだけで。

それから、あとのこまかいことは、今金融關係の方の小委員会が始まつておりますので、そこへ私は行かなければならぬので、時間がなくてできませんので、これに關連しまして一、二点外務大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。

その第一は、海外技術協力の事業團を作る、あるいは海外にも技術センターを作る、こういう仕事の土において、その衝に當たる役人はどういふやうな訓練なりどういふ養成をしようとしておられますか。特別に何らかの訓練を与えるのか、あるいは、今おる者を、ちよつとお前、海外の技術センターの長になれという事にするのか、あるいは、広く部外から適任者を適材適所で求めてくるというのであるか、どういふ人事のお考えを持つておられますか。

○小坂國務大臣 この事業團を運営いたして参りますには、相当専門的な知識が必要であると考へますし、また、ある意味においては事業的な動向というものを持つた要素かと思ひます。また、語學等の面も当然必要であらうと思ひますが、そういう点をいろいろコンバインして考へて参りたいと思ひます。

そこで、部外から人を入れるかという事でありますが、もとより、通産、農林關係の方々も必要な知識を非常にたくさん持つておるのでございまして、役所としてそういうことを歓迎したいと思ひますし、また、いわゆる役所以外の事業畑におきまして、相当国家的な広い氣持を持った実業家というやうな者の中からも考へて参りたいというふうに思つておる次第であります。外務省の所管であるからといつて、私どものなわ張りという事では考へたくないというふうに思つておる次第であります。

○松平委員 それはけっこうであります。私は、どうも、今の日本人の中には海外経済協力に適當な人間というのはいないのじやないかと思つておりました。實際言いますと、外務省の役人もだめだし、通産省の役人もだめです。また、実業家もだめです。日本人の中にはおよそこれに適當した人間は少ないのです。そこで、これは養成していくよりしようがない。だから、この養成に外務大臣は相當頭を使つてもらいたいと思ふ。そのことを要望するわけ

です。それから、もう一つ私は外務大臣にこの際伺つておきたいのは、給与の關係なんです。一体、こういう人々に給与をどの程度差し上げることを考へておるのか。それはさういふことです。私はただ単に給与のことを言つておるのではないのです。およそ東南アジアからアフリカ、アラビヤというやうなところの技術センターなり在外公館、ジェトロでも同じですが、さういふところへ行つておる人の氣持を察してみると、早く日本へ帰りたいという氣持です。早く任期を全うして日本へ帰りたい、これが偽らざる全部の氣持なんです。一体さういふことで海外経済協力ができるかどうか。根本問題です。この根本問題はどこにあるかというのと、給与の体系を改めていかなければなりません。このことは、政府はもとよりでありますけれども、実は民間に非常に多い。そこで、民間の各商社にしましてもどこにいたしまして、全部が腰かけで、女房もつれていかなければならぬや、その地域社会に溶け込もうなんて生活はどこでもやつておりま

ん。これらの連中は、全部、任期を全うして早く日本に歸つてボストンのいいところへつきたい。だから、その仕事はその場でやつておるのだけれども、絶えず本店なり本省に向かつてのPR活動というか、自己というものを主張するやうなことでしかこの連中はやらないのです。そこに非常に大きな欠陥がある。これは、イギリスにしても、西ドイツにしても、やつてゐることは、給与を上げてやつて、そして、そこで土着していくという覺悟をきめさせてやつてゐるやうな格好なんです。だから、植民地が次から次に獨立しても、経済は相変わらずイギリスがきつと押さへてゐる。支店長もやめてからなおかつそこで仕事をしておる。さういふやり方をやつてゐるわけなんです。その根本はどこにあるかという、政府の給与体系にあり、民間がこれに對して右へならえをやつておるやうなところ

に大きな欠陥があるわけなんです。これを一つお考えおき願ひたいと思ふのだけれども、これに對してどういふお考えを持つていますか。

○小坂國務大臣 非常にこもつともな話だと思ひまして、私も非常に同感でございます。今度この事業團は一般の役人より若干よく待遇するように考へておるのでございまして、しかし、どうも、私も東南アジア等に行つてみまして、たとえばコロンボ・プランで出ておる人の待遇などを聞きますと、今御指摘のやうに、イギリスあたりは自家用車を持つて飛んで歩いておる。こつちはわらじばきで非常に熱心になつておる人もございまして。しかし、どうも現地人の氣持からしますと、何か非常に親近感を感じる一方、何か自動

車で飛んで歩く人の方が權威があるように見えるという点もございました。いたしまして、非常に考えなければならぬことだと思っております。なお、給与が低いために、マラリアにかかって死んだというような方も農協の方であつたようなこともありまして、これはおつしやる通りで、そういう面を、この事業団ができましたら、大いにそういう体験を持ちしかも抱負を持った人に少しまかせて運営して、私どもも気がついたことはどんどん申ししますから、十分お話のような点を氣をつけたいと思つて。先ほどお話がございました、人を養成するという点について、十分考慮して参りたいと考えております。

○松平委員 最後にもう一つ伺いたいのですが、冒頭に大臣が言われたけれども、経済協力のいろいろな仕組みがございまして、その中で、東南アジアなりあるいは中近東、アフリカというところを対象にした場合には、これはかなり農業に力を入れなければならぬということ、お話を通りなんです。同時にまた、中小企業にも力を入れなければならぬ。そこで、人口が非常に多い国がかなりございまして、従つて、雇用問題というものを抜きにしては、私は経済協力というものは成り立たぬと思う。つまり、農業の人口をいかに少なくしながらこれをほかの産業に移すかということなんです。このほかの産業、手つと早く言うならば、これは言うまでもなく日用必需品を供給するところのものが必要であります。同時に、あわせて、それを作るものになる基幹産業も必要でありましょう。し

かしながら、今私が見ておるのに、この国も基幹産業をやろうという考え方で出発して、何カ年計画というものを立てておるけれども、必ずしもうまくいっていない。これは中共を例にとるまでもなく、今や輕工業品をやらなければならぬ、国民にもつと消費物資を与えなければならぬということ、これは当然なんです。それは、インドにしてもどこにしても、そういう方向に動いておると私は思うのであります。そこで、これらの技術を修得した者を中心としたしまして、中小企業の産業というものが起こつて参つて、そこへ日本が資本的なり技術的の協力をしていかなければならぬ、こういう考え方というものをわれわれは大きく重要視していかなければならぬ段階だと思つて。その中で、一般の今日の日本の欠陥は、大企業の進出につきましては、これはいろいろな国家の資金を使う仕組みがございまして、ところが、中小企業の場合におきましては、ほとんどそういうものがないといつたような現状なんです。

そこで、考えられることは、国内における保証協会のようなものを作る必要があるわけだ。保証協会のようなのは、必ずしも日本だけでできるものではなくて、それは外国との話し合いによつて折半の出資によつて作るということをやらなければならぬ。また、今日やつておる国もございまして、それによりまして、リスクの伴うところのそれらの小さい産業を日本が経済協力をやつていく場合において、それに対して一種の二国間の保証協会というものを作つていって、そうして、それに事業保証をある程度、

八〇%くらいやらせるような仕組みがなければならぬと思つて。そういう考えをぜひ実現させていただきたい。これは相手国との交渉によりましようけれども、私は、これは不可能なことではない、こういうふうな思いをいたしました。それに対する御所見がございまして、

○小坂国務大臣 非常にけっこうなお考えであると思つて。二国間の投資保証協定というふうなものをできるだけ私も作つて参りたいと思つて。けれども、そこには、たゞいまおつしやつたように、どこかにまた再保険をさせる、こういう考え方が非常に必要であると思つて。お話を考え方は私にいて十分同感するところでございます。今後さらに研究させていただきますと思つて。

○松平委員 終わりました。

○森下委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 時間がありませんから簡単に要点だけお尋ねをしたいと思つて。ただいま松平委員から指摘されましたように、この事業団の所管をめぐつて、外務、通産両省においては、いづれも長い間いろいろ問題であつたといふことを伺つておるわけですが、このことは、松平委員も指摘しましたようにセクショナリズムといふことも言えるでございまして、あるいはまた、両省の事務当局が一つの熱意をもつて技術協力をやらなければならぬ、そういう考え方というものが、そういう問題の形に持ち込んでいったというようにも解されるわけでございますが、外務大臣としては、これは通産省の所管でなくてやはり外務省の所管

としてこれを推進していかなければならぬといふことに対しての積極的な一つの理由づけというものがあろうかと思つて。まずその点に対して外務大臣の所見を伺つてみたいと思つてあります。

なお、時間の節約をはかる関係上あわせてお尋ねしておきますが、いろいろと通産省との関係もこの後に残されておるものがあるのではありませんか。その調整をどういうふうなことで、この点に対してはお答えを願いたいと思つて。

○小坂国務大臣 このたびこの事業団ができますことによつて、大いに海外技術経済協力を進めたい、こう考えておられますが、やはり、この種のものを進行いたします場合に、いわゆる役人の頭、一般に觀念的に考えられておるような役人の頭、それだけではいかぬという氣持でおります。先ほども申し上げましたように、それを機動的に、しかも相手国の感情を十分理解した経済協力をなされなければならぬ、このことを考えておりますので、私も外務省としては、国の窓口、外国に対する窓口として政府間の経済協力をお引き受けたいとおるわけでありまして、しかし、外務省がやつたからといって、外務省だけでセクト主義を發揮するといふことは毛頭私どもは考えておりませんので、ぜひ一つこれに経験のある各省の御協力を得て全きを期したい、こう考えております。

その意味で、これは後段の御質問の点に触れるわけでございますが、やはり、門戸を広くいたしまして、民間の方もそうでございますし、それから、

通産、農林あるいは経企といった各種の国内官庁のそれぞれの優秀な方にも大いに門戸を広くして、これを迎えていく。目下政府間ベースでございますが、これを大いに推進していくといふことをやってみるうちに、なるほどこれじゃ一つ総合的に考えた方がいゝという氣持もあるいは起こるかもしれないというふうにも思つておるような次第でございます。

もとより、この経済協力は非常に技術面が大きいわけでございますし、また、民間の創意工夫によつて、国と国との経済協力が進む非常に大きい局面があるわけでありまして。その面では、通産省が従来とも非常に骨を折られ、また、業績もなかなかあげておられる。この点については大いに尊敬をいたしますが、それを通産省とか外務省とかというところでなくて、大きく日本という考え方で考えるようになって参りますれば、非常にけっこうなことかと思つて。そんな氣持でこの事業団を充足していきたい、運営を考えてみたい、かように思つております。

○中村(重)委員 そういふことになりまして、先ほど松平委員も指摘しました、現在技術センター等通産省がやつておるところは従来通り残すというところになったといふことが、やはり、いろいろ理由づけは先ほど御答弁の中でありましたけれども、すつきりしない点を感じる。それらの点が一元化するといふことが好ましかつたのじゃないかと考えますが、その点についてはどのような見解ですか。

○小坂国務大臣 私ども、現実には直面いたしました、なかなか解決困難な問題でございますが、どうもこれは

○中村(電)委員　通産省は従来技術協力という形において積極的な推進をやっておったという点は認めるわけです。そこで、通産省設置法というのがありますね。それにまた通産省設置法に伴って施行令というようなものがここに残ってくるわけになります。この点に対しての法的な処理というのはどうなるのか、この点に対して今井さんからお答え願いたいと思います。

○今井(善)政府委員 通商省設攤法によりますと、通商省の任務または権限といったしまして、通商経済上の国際協力の推進ということに相なっておるの力でございます。御承知のように、通商省といたしましては、別途、通商関係について、輸出にいたしましても輸入にいたしましても、それを総括するということが任務、権限になっております。この経済協力は通商関係と非常密接な関係があるわけでございまして、特に、最終の段階であります企業との進出とか、あるいは資本協力、延

べ払いという段階になりますと、その手段としては、物の移動、輸出というふうな形に現れてくるわけでございます。しかも、その場合には、個々の企業がやる、政府機関ではございませんで、それぞれの会社がやるというふうな形になるわけでございます。従いまして、たとえば、経済協力を申しまして、延べ払いとかあるいは投資上という段階になりますと、経済協力と貿易が密接不可分だという関係になります。たとえば、技術協力のうちでも、

二つに分けてまして、技術者の受け入れ、派遣ということになりますと、それ自体は、もちろん貿易と關係はございますけれども、その關係というものは、何と申しますか、國際親善を通じてというふうな回りくどいような關係になります。ところが、たとえば製鉄所を作るとかあるいは肥料工場を作るとかというこのについて相談を受けるということになりますと、それ自体が貿易と非常に密接な關係になる。通産省といたしましては、片や貿易というものに任務、権限しておるので、經濟協力につきましてもその貿易面と接觸の深いものにつきまして非常な関心を持ってやっておるというのが実情でございます。従いまして、民間ベースということになりますと、これは民間としては何らかの利益觀念が頭に残っておりますので、従つて貿易と比較的に密接なことをやっておる、さような關係で通産省がやっておるわけでございますし、政府ベースのものにつきましても、貿易と相当密着しておるようなものにつきましては、通産省として力を入れてやっておる次第でございます。

○中村(重)委員　業務ということに對してはわかりますけれども、やはり、一つの法体系という形になって参りますと、問題があるのではないが。この事業団法の二十条の業務の範圍という問題と、通商産業省組織令の三十四条の二項との關係は、やはりここに抵觸してくる、このように考えるわけですか。この点はやはりはっきりしなければならぬのじゃないか、こう考えるのですが、いかがですか。

○今井(善)政府委員　通産省組織令の

三十四条には、海外との通商経済協力に関する事務を総括するということになっておりまして、その意味は、先ほど申しましたように、通商関係と非常に近い概念でもって私ども運用しておるわけでございます。ところで、この事業団の事業の範囲、これは、その目的にございますように、政府ベースの関係を中心としてやる。その場合に、海外からの受け入れあるいは海外への派遣という関係、あるいは海外における技術センターの運営の問題、これらは政府ベースとしてやっておるわけでございまして、これは、むしろ、先ほど申しましたように、貿易とはもちろんつながりますけれども、それが間接的なつながり方、国際親善を増すことによりまして貿易の増大をはかるといふ程度のつながり方でございまして、従いまして、そういう意味合いにおきまして、これは外務省がこの事業団を専管として監督していただいて一向差しかかぬかというふうなふうなことに考える次第でございまして、

○中村(重)委員　ところが、事業団は二十条に基づいて業務を推進して行く、こういうことになって参ります。

し、通商省としては、組織令の三十四條の二、これはもうこういうことは当然であるから、こういう形で推進をしてくるということになって参りますと、事実上の業務の推進の上において、やはりそこに混乱が起こつてくると、或るようなことが私は起こり得ると思ひますので、従つて、この点に対しては、今日までの事務当局との折衝の中において、やはり、二十條の業務の範圍というものはどういふものか、これらのことと關係をいたしましていろいろ

いると話し合いがなされておるのではないか、これは当然であると私は思う。この点に対しては外務省の甲斐さんの御見解を一応伺っておきたいと思っています。

○甲斐政務室長 ただいま通商局長からの御説明のように、経済協力のうち、民間ベースでやるものにつきましては、この事業団はこれを除外してやる。政府ベースのものは原則としてこの事業団でやるわけでありますが、先ほどお話がありましたように、この業務の範囲のうちで、一項一号のイ、ロ、ハ、ニの二にございます「アジア等の地域における公的な開発計画に関し基礎的調査を行なうこと。」「この点につきまして通商経済上の必要という問題との調整が起こってくる。この

点につきましては、通産当局と外務当局との間に十分論議をかわしまして、矛盾しないように調整をいたしたい。

○中村(重)委員 通産省設置法の組織令と事業団の二十条の業務の範囲、この点に対してはいろいろと問題があらうと思いますが、時間の関係もありまますので、この点はいずれまた適当な機会にお尋ねしてみたいと思います。

そこで、この組織の第一案の目的ですが、これは、アジアの全地域、こういうことになっておりますし、それだけでなく、開発途上にある海外の地域、こういうことになって参りますと、これは非常に広域な地域になってくるわけです。元来、事業団ということになって参りますと、すでにそこでは海外協力を現実にはやらなければならぬとい、こういったような直接交渉のある地域というのが事業団の場合には主として

て起こってくると考えるわけですが、ところが、この場合は非常に広域にわたっている。また、アジアの地域ということになって参りますと、アジアは、いろいろ、ここで私が申し上げるまでもなく、中国も入って参りまして、韓国も当然入ってくるでありましょう。また、日本との間にまだ交渉もない、外交関係というものもできてない地域というようなものも、広範囲に入ってくることになります。また、南米各地、それぞれ非常に広大な地域にわたってくるわけですが、特にこれらの非常に広い地域ということにこの目的の中で定めたということに対しては、一つの考え方があらうかと思うわけですが、それに対する真意を一つ伺っておきたい。

○甲斐政府委員 技術協力は、けさほどからお話ございましたように、いわゆる二国間ベースでやるもの、それから、国際連合等国際機関を通じてやるもの、いろいろございますが、この目的といたしますところは、結局、いわゆる世界の低開発国、と言うと言葉が悪いものですから、開発途上にあるものと書いてあるわけでございますが、開発のおくれている国々に対して、その開発を助けて彼らの生活水準もあわせて上げるということによつて世界平和に寄与するというところにあるわけでございます。従いまして、ただアジア地域にだけ限定するということはできません。全世界の開発のおくれている地域を同時に引き上げていくということが必要になってくるわけであります。ただ、わが国の場合におきましては、わが国の地理的な位置、また、資金にもおのずから限度がございますの

ところで、この技術協力ということ

ます。

○中村(重)委員 時間がございませ

て、国内におきましてはそれぞれ関係

の各省にお願いをして研修を行なつて

ものやうなことをいふかということは

になりまして、ここにこの事業団とし

から、本論に入つて質問しますが、こ

の各省にお願いをして研修を行なつて

の関係をどういふことになりませ

非常に問題があると私は思う。この点

にあげております仕事のタイプは大ま

かに申しまして三つになるかと思いま

す。一つは、受け入れ、派遣の問題

か。先ほど企画庁の方から御説明があ

に對しては外務大臣はどうお考えにな

すが、一つは、受け入れ、派遣の問題

でございます。受け入れ、派遣の問題

は、まだ二十億足らずの予算の支出が

行なわれておるにすぎない、こういう

を要する、しかもそれは直ちに回収し得

は、これは、相手国の技術者の訓練に

協力いたしまして、たとえば、その

は、まだ二十億足らずの予算の支出が

行なわれておるにすぎない、こういう

を要する、しかもそれは直ちに回収し得

方々が帰つた場合に、りっぱな技術者

として、後進国に産業が興るようにと

は、まだ二十億足らずの予算の支出が

行なわれておるにすぎない、こういう

を要する、しかもそれは直ちに回収し得

いうことでございまして、それからま

た、日本から出かけてまして、技術セ

力のための団体でございまして、基金

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

投資前の基礎調査の問題があるわけで

ございまして、この投資前の基礎調査

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

と申しますのは、とにかく、向こうで

もつて、中小企業にいたしましてもあ

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

るいは大企業にいたしまして、工業

化をしたい、りっぱな工場なり何なり

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

を作つていきたいという場合に、日本

といたしまして出かけて、いろいろの

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

調査をし、アドヴァイスを与えるとい

う関係にあるわけでございまして、私

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

の方でたまたま、この技術協力あるい

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

は、経済協力の現状と問題点というパン

フレットをこの間出しましたが、その

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

際に、第一の受け入れ、派遣の問題だ

けは、そういうふうな相手国の技術不

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

足に對しまして日本側でもつていろい

ろな形態がそのあとにずつと出ており

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

るトレーニングする場合に協力するとい

うことを一つだけ取り上げて言つて

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

おるわけでございまして、あといろい

ろな形態がそのあとにずつと出ており

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

ます。技術協力という場合にいろいろ

の形があるわけで、たまたまその一つ

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

のタイプが先生のお目にとまったので

はないかと思ひますが、先ほど来申し

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

ますように、われわれといたしまし

て、先生と全く意見は同感でござい

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

省がまずこれを受けてまして、そうし

て、先生と全く意見は同感でござい

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

○甲斐政府委員 受け入れましたい

ゆる諸外国からの研修員に對しまして

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

わが国内において技術訓練をいたしま

す場合には、それぞれ関係の各省を通

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

じまして、たとえば、鉱工業分野の訓

練なり研修を受けます場合には通産

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

省にお願いする、電気通信関係であ

れば通産省、郵政、それからまた、

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

道路、港湾であれば建設、運輸、社会

福祉、厚生関係であれば厚生省、農

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

業、水産であれば農林省、それから

一般の職業訓練であれば労働省、ま

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

あ関係の各省が非常に多いわけであり

ます。そこで、先方からの要請を受け

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

すのは外務省でございまして、外務

省がまずこれを受けてまして、そうし

て、先生と全く意見は同感でござい

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

○中村(重)委員 ところで経済協力基金

の私企業から直接派遣を要請してき

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

た場合は、相手国の政府を通じて、相

手国の政府の責任において相手国の私

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

業に派遣を要請されるということにあ

る、その場合はそれに応ずる、こ

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

ういうことになりませうか。

○甲斐政府委員 それは個々の場合に

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

よりまず、この事業団は、第二十

条の第一項、第四号に、「前三号に掲

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

げるもののほか、第一条の目的を達成

するため必要な業務を行なうこと」と

いう条項がございまして、私企業で

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

も、相手国政府を通じて要請がある場

合には、この事業団であつせんがで

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

ます。

○中村(重)委員 ところで経済協力基金

の私企業から直接派遣を要請してき

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

た場合は、相手国の政府を通じて、相

手国の政府の責任において相手国の私

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

業に派遣を要請されるということにあ

る、その場合はそれに応ずる、こ

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

ういうことになりませうか。

○甲斐政府委員 それは個々の場合に

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

よりまず、この事業団は、第二十

条の第一項、第四号に、「前三号に掲

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

金協力のため機関でございまして、従

げるもののほか、第一条の目的を達成

するため必要な業務を行なうこと」と

いう条項がございまして、私企業で

は、いよいよ経済協力、資金援助、資

金協力のため機関でございまして、従

になるということでございますが、もちろんその中の一部分は技術協力も占める、しかし、大部分は資金協力の需要がそれくらいにふえるということでございます。

○中村(重)委員 ただいま御答弁の通り、これは、十九億ドルというのは確かに資金協力なんです。しかし、私が申し上げたのは、技術協力と資金協力というのとはうらはらの関係にあるんだから、この技術協力をやろうという積極的な意味は、国際的な関係、国連の要請、いろいろあるわけです。これを設立しようとした要素というものはやはりあると私は思う。そこで、所得倍增計画に盛り込まれたところの海外協力、この十九億ドルというところがあるわけですから、この事業団を作った外務省の専管としてこの協力を一元化していく、技術協力を一元化していくというこの考え方については、後進地域のこの低開発国の経済発展をはかっていく、そこで日本の貿易を伸ばしていくといったような考え方というように、ことごと、これは倍增計画のやほり一環としてこういうような方針を進めていく、こうしておられるのであるかどうか、まずこの点を伺っておきます。

○小坂国務大臣 私ども、この事業団を作りたいということを考えましたのは、直接的にいわゆる所得倍增計画との関連において考えたわけではないのでございます。われわれとしましては、日本として、幸いにしてここまで経済復興がなされて参りましたので、このわれわれの経済復興の努力をさらに近隣の諸国においてまだ低開発の経済状態にある国々に大いに及ぼしたい、そういう気持が強いのでございまして、結果的にはあるいは関連があるというところはないわけではないかと思えますけれども、われわれがこれを作ります意図は、別に所得倍增計画というものを直接意識してこれを作りますわけではないのでございます。

○中村(重)委員 約束の五時半の時間が参りましたから、飛び飛びになつて私の質問が徹底しませんが、また適当な機会にお尋ねしますが、ここで通産省それから外務省ともに五千五百万円の予算がついておるようであります。これは、どちらも同額の予算がついたというところは、どうも、私どもは、いささかもって、長い間の混乱といひますか、これを足して二で割る、こういう形で、それが五千五百万円という予算がいずれにもつけられたのじゃないかと思われるのですが、それはまずおきまして、この五千五百万円をどう有効に使っていくかということが問題なんです。外務大臣として、外務省の専管として技術協力を進めていく、通産省との関係も十分調整をしていく、ということであるならば、これらの点に対しての考え方というものが私にはなければならぬと思うのです。これらの点に対しての一つ御方針を伺ってみたいと思ひます。

○小坂国務大臣 実は、私ども、大蔵省に予算折衝いたしております過程におきまして非常に多くの事業を考え、おつたのであります。最近のものとしましては、インドネシアのカリマントンあるいは港灣建設計画、あるいはネパールの水力発電計画、あるいはタイの南部道路の建設計画、あるいはシンガポールの工業用地整備計画、いろいろなものがありますわけでございます。

すが、これは全部枕を並べて討ち死にのうき目にあつたわけでございますが、これではあまりひどいではないか、このうちで調査をする段階においてどうしても資金の要るものが出てくるから、そのうち一つどれか生かせというので繰組折衝いたしておりますうちに、五千五百万円をつけましたから、このうちで一つこれを有効にしておきたいといううな、これは内輪話でございますが、さうな過程になりましたわけでございます。私ども、このカリマンタンの問題あるいは港灣建設計画の問題は重要と考えておりますので、これらのものに充てるようにやつていこうかとも思ひますが、これは目下のところ形にしっかりと成熟した計画になっておりません。

○中村(重)委員 これで約束の時間ですからやめますが、せつかく前向きでこの事業団を作るのだ、こういうことでありますので、いろいろ今日までの過程には問題もあつただろうと私は考えます。しかし、前向きで作つた法律、前向きで作つた事業団であるならば、ほんとうにその成果というものがあがつてこなければならぬと考えるわけです。十分一つこれらの点に対しては外務大臣も配慮されて、そうしてこの事業団が十分当初の目的を遂行できるように御努力をお願いしたい。またいづれ適当なときに御質問をいたしたいと思ひます。

○森下委員長 これにて連合審査会は終了いたしました。本日これにて散会いたします。午後五時三十分散会

昭和三十七年四月二十五日印刷

昭和三十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局